



食にまつわる
ちょっとした疑問について
科学ライターの松永和紀さんが
わかりやすくお伝えします。

従来からある食品と科学的な区別ができない

表示制度は、消費者がさまざまな食品を区別する際の重要な手がかりです。一般に、安全性に関する表示項目(消費期限や保存方法、アレルギーなど)と消費者の自主的かつ合理的な選択に役立つ項目(原材料名、内容量、栄養成分など)に分けられます。

遺伝子組換え食品は、内閣府食品安全委員会の安全性評価を経て従来の食品と同等に安全、と認められたものだけが流通しています。しかし、選びたい消費者のために、表示が義務化されています。新しい遺伝子が外から導入されているので、分析時にその遺伝子があるのかないのか、区別できます。そのため、食品を製造販売する事業者も取り締まる行政も、分析を基に科学的に判断できます。

実用化が進むゲノム編集食品も、安全性

ゲノム編集食品

表示は義務化されず

新しい品種改良の技術が用いられた「ゲノム編集食品」では、販売する際の容器包装への表示をどうするのか? 遺伝子組換え食品は表示が義務化されているため、ゲノム編集食品でも要望する声が強くなりましたが結局、義務化は見送られました。なぜなのか、理由を解説しましょう。

は従来食品と同等で、安全性を区別するための表示は必要ない、という点では遺伝子組換え食品と同じ。ただし、ゲノム編集食品は、新しい遺伝子が入れられておらず、自然の突然変異や従来の品種改良と差異がありません。遺伝子組換え食品のような科学的な識別ができないのです。

自主的な表示はできるがコスト上がる恐れも

不安な消費者としては、区別して販売してほしいところかもしれません。しかし、食品表示は、加工し包装する末端の事業者が行うもので、違反すると彼らが責任を問われます。彼らも、用いている原材料がゲノム編集食品かどうか科学的に区別する手段がなく、農家や原材料メーカー、卸売業者などの言い分を信用するしかありません。書類でゲノム編集であるのかないのかを保証するやり方では、途中で違う食品を混ぜられたり書類が偽装

ゲノム編集食品と遺伝子組換え食品の違い

	ゲノム編集食品	遺伝子組換え食品
方法	狙った遺伝子を変える	新しい遺伝子を外から導入する
従来の品種改良と比較して	同等のものを、より効率良く作れる	従来の品種改良ではできないものを作れる
最終的な食品に外来遺伝子を	残さない	残す
表示	任意	義務化

ゲノム編集食品の中には、ゲノム編集した後に新たな遺伝子や特定の塩基配列を挿入するタイプもあるが、まだ実用化されていない。また、そのタイプは遺伝子組換え食品と同じ安全性審査が行われ、遺伝子組換え食品として表示されることが決まっている。

PROFILE



松永 和紀さん

などを務めている。新刊は「効かない健康食品 危ない自然・天然」(光文社新書)。

食品の安全性や環境影響等取材している科学ライター。京都大学大学院農学研究科修士課程修了(農芸化学専攻)。毎日新聞社に記者として10年間勤めたのち独立。「メディア・バイアスあやしい健康情報とニセ科学」(光文社新書)で科学ジャーナリスト賞2008を受賞。農林水産省農林水産技術会議委員、消費者委員会食品表示部会委員など